

高国保連第844号

平成18年2月1日

各保険医療機関
各保険薬局
各訪問看護ステーション 様

高知県国民健康保険団体連合会

合併「香南市」に伴う診療（調剤）報酬請求書等の取扱いについて（お願い）

平素は、本会の審査支払業務につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香我美町・夜須町・赤岡町・野市町・吉川村が平成18年3月1日付けで合併し、「香南市」が発足することになりました。

つきましては、保険者番号及び市町村番号等が新たに設定されましたので、請求方法等は、別紙のとおりのお取扱いをお願いいたします。

なお、今後、合併が順次行われてまいります。同様の取扱いとし、番号等の改定があり次第お知らせいたしますのでよろしく申し上げます。

「香南市」に伴う診療（調剤）報酬請求書等の取扱い

○新保険者番号・老人市町村番号等及び国保被保険者証・老人医療受給者証の取扱い

- 1 合併に伴う保険者番号・市町村番号等の改定について
別紙【資料1】のとおり改定される予定です。なお、別途、県より医師会、歯科医師会等には通知される予定です。
- 2 合併に伴う国保被保険者証の取扱いについて
「香南市」の場合は、新国保被保険者証の発行を平成18年4月1日付けで行うため3月診療分の請求は旧保険者番号での請求となります。ただし、3月1日合併後に新規取得した者は、「香南市」の新保険者番号となります。
* 高齢受給者証についても、平成18年4月1日付けで更新となります。
- 3 合併に伴う老人医療受給者証の取扱いについて
老人医療受給者証は、平成18年3月1日付けで新証を発行するため3月診療分からの請求はすべて新番号となります。

○平成18年3月診療分以降の診療（調剤）報酬請求書等の取扱い

- 1 診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」という）に記載する市町村番号・老人受給者番号並びに保険者番号等は、提示された被保険者証又は老人医療受給者証を確認のうえ当該番号を記載願います。
従って、
 - (1) 平成18年2月診療分までのレセプトについては、すべて旧市町村番号及び旧老人受給者番号並びに旧保険者番号のままとなります。また、返戻・過誤・請求もれ等に発生する月遅れ分についても旧番号のまま提出願います。
 - (2) 平成18年3月診療分のレセプトについては、国保の場合、基本的には旧保険者番号となり、新規取得者のみ新保険者番号・記号番号になります。老人の場合は、すべて新市町村番号・老人受給者番号となります。旧市町村番号のレセプトは返戻扱いとさせていただきます。
 - (3) 平成18年4月診療分以降のレセプトについては、国保・老人ともすべて新番号での請求となります。旧番号でのレセプト（月遅れ分除く）については返戻扱いとさせていただきます。
- 2 診療（調剤）報酬請求書（以下「請求書」という）への記載は、基本的にレセプトの東どおりでお願いします。
別紙を参照願います。
- 3 レセプトの編綴方法は従来と同じです。各制度区分（国保・老健・退職）・保険者番号毎に編綴してください。（そのため「香南市」においては、月遅れ請求分も含めると6つの保険者番号の束ができます。）
- 4 県及び市町村単独福祉医療・母子健康診査費請求（妊婦一般・乳児一般）及び予防接種請求に関しては、【資料2】・【資料3】及び【資料4】を参照ください。

合併「香南市」に伴う県及び市町村単独福祉医療（43・46・47・72・73・74・75）の請求事務取扱いについて

○ 受給者証及び請求について

受給者証についても、乳幼児（72～75）以外は平成18年4月1日付けでの一斉更新となりますので、平成18年3月診療分は、旧公費負担者番号での請求となります。

乳幼児については、平成18年10月1日付けでの更新ですので、平成18年10月診療分から別表の新公費負担者番号で請求願います。

○ 福祉医療費請求書（社保分）及び請求について

福祉医療費請求書（社保分）についても同様で、乳幼児以外は、4月診療分から「香南市」の福祉医療費請求書で請求願います。

乳幼児については、同様で平成18年10月診療分から「香南市」で請求願います。

※ ただし、旧用紙を4月以降も医療機関の窓口で提示されるケースが多くあると思われますので、数ヶ月間は旧公費負担者番号も受付いたします。（一括で「香南市」での支払となります。）

※ 平成18年10月診療分からは、旧市町村番号の福祉医療費請求書は返戻扱いにさせていただきます。

○ 新番号表

別紙一覧表参照願います。

合併に伴う保険者番号及び市町村番号等の改定について

○新市町村名

こうなんし
香南市

○改定日

平成18年3月1日

○新番号表

改定前					改定後				
香我美町	国保		39	0328	香南市	国保		39	0112
	退職	67	39	0328		退職	67	39	0112
	老人	27	39	0327		老人	27	39	0111
	更生医療	15	39	0321		更生医療	15	39	0115
	知的障害等	53	39	6602		知的障害等	53	39	旧市町村コード
夜須町	国保		39	0336	母子家庭	43	39	0111	
	退職	67	39	0336	乳幼児		72	39	0115
	老人	27	39	0335			73	39	0114
	更生医療	15	39	0339			74	39	0113
	知的障害等	53	39	6610			75	39	0112
国保		39	0344	重度身障		46	39	0118	
赤岡町	退職	67	39	0344	高齡障害		47	39	0117
	老人	27	39	0343					
	更生医療	15	39	0347					
	知的障害等	53	39	6628					
	国保		39	0351					
野市町	退職	67	39	0351					
	老人	27	39	0350					
	更生医療	15	39	0354					
	知的障害等	53	39	6636					
	国保		39	0369					
吉川村	退職	67	39	0369					
	老人	27	39	0368					
	更生医療	15	39	0362					
	知的障害等	53	39	6644					

合併前			合併後				
香銭美町	母子家庭	43	390327	香南市	母子家庭	43	390111
	乳幼児	72	390321		乳幼児	72	390115
		73	390320			73	390114
		74	390329			74	390113
		75	390328			75	390112
	重度身障	46	390324		重度身障	46	390118
	高齢障害	47	390323		高齢障害	47	390117
夜須町	母子家庭	43	390335	香南市	乳幼児	74	390113
	乳幼児	72	390339				
		73	390338				
		74	390337				
		75	390336				
	重度身障	46	390332				
	高齢障害	47	390331				
赤岡町	母子家庭	43	390343	香南市	乳幼児	75	390112
	乳幼児	72	390347				
		73	390346				
		74	390345				
		75	390344				
	重度障害	46	390340				
	高齢障害	47	390349				
野市町	母子家庭	43	390350	香南市	乳幼児	75	390112
	乳幼児	72	390354				
		73	390353				
		74	390352				
		75	390351				
	重度障害	46	390357				
	高齢障害	47	390356				
吉川村	母子家庭	43	390368	香南市	乳幼児	75	390112
	乳幼児	72	390362				
		73	390361				
		74	390360				
		75	390369				
	重度障害	46	390365				
	高齢障害	47	390364				

合併「香南市」に伴う母子健康診査（妊婦一般70・乳児一般71）
の請求事務の取扱いについて

1 新市町村コードについて

改定前			改定後		
香我美町	妊婦	70390323	香南市	妊婦	70390117
	乳児	71390322			
夜須町	妊婦	70390331			
	乳児	71390330			
赤岡町	妊婦	70390349			
	乳児	71390348			
野市町	妊婦	70390356		乳児	71390116
	乳児	71390355			
吉川村	妊婦	70390364			
	乳児	71390363			

2 平成18年3月診療分（健診分）以降の請求書（受診票）の取扱いについて

香南市の妊婦一般健康診査受診票（70）・乳児一般健康診査受診票（71）については、平成18年3月1日付けで発行されますが、平成18年3月診療分（健診分）以降数ヶ月間、被保険者の方が持参される受診票等に記載されている市町村コードは旧の市町村コードが多数あると想定されますので連合会に請求（提出）される際には特に修正の必要はありません。医療機関への支払は「香南市」としてまとめた支払となります。

* 平成18年10月健診分からは、すべて新しい香南市の番号で請求願います。

3 編綴方法及び請求書への記載について

従来どおりで70・71をまとめて編綴し、その件数と集計額を制度区分5に○をして請求書に記入願います。（集計額は「一部負担金」の箇所に記入願います。）

合併「香南市」に伴う予防接種請求事務の取扱について

1 「香南市」の新市町村コードについて

インフルエンザ	80	390112	対象者…基本的に65歳以上
三種混合	81	390112	対象者…生後3ヶ月～90ヶ月
二種混合	82	390112	対象者…11歳～13歳未満
麻疹	83	390112	対象者…生後12ヶ月～90ヶ月未満
風疹（乳幼児）	84	390112	対象者…生後12ヶ月～90ヶ月未満
日本脳炎Ⅰ期	86	390112	対象者…生後6ヶ月～90ヶ月
Ⅱ期			対象者…9歳～13歳未満
BCG	87	390112	対象者…生後6ヶ月未満

- (1) 予防接種請求書に記載する市町村番号は平成18年3月接種分からは上記新番号を記載願います。ただし、旧市町村番号の請求書も平成18年9月接種分までは受付いたします。
平成18年10月接種分からは、すべて香南市の新市町村番号で請求願います。
- (2) 総括票である請求書への記載は、従来どおり区分毎に集計した件数と金額を記入願います。
(集計額は「一部負担金」の箇所に記入願います。)

請求書への記載とレセプト編綴要領

※基本的にレセプトの編綴方法は従来と同じです。各制度区分(国保・老健・退職)・保険者番号毎に編綴し、保険者番号順に請求書に集計してください。

例

請求書記載例

①	3	4	5	390013		
①	3	4	5	390047		
①	3	4	5	390112		
①	3	4	5	390328		
①	3	4	5	390336		
①	3	4	5	390344		
①	3	4	5	390351		
①	3	4	5	390369		
①	3	4	5	133033		
1	③	4	5	390013		
1	③	4	5	390039		
1	③	4	5	390112		
1	③	4	5	390344		
1	③	4	5	390351		
1	③	4	5	133033		
1	3	④	5	390112		
1	3	④	5	390336		
1	3	④	5	390351		
1	3	④	5	390369		
1	3	④	5	391003		
1	3	4	5			
1	3	4	5			
1	3	4	5			
1	3	4	5			
1	3	4	5			

レセプト編綴例

- 国保 高知市(390013)
- 国保 高知市(390047)
- 国保 香我美町(390328)
- 国保 野市町(390351)
- 老健 高知市(390013)
- 老健 高知市(390039)
- 老健 夜須町(390336)
- 老健 赤岡町(390344)

※退職も同様に編綴をお願いします。